

# 会 則 ・ 細 則

藤中学校 P T A

# 藤 中 学 校 P T A 会 則

## 第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は藤中学校PTAと称し、事務所を藤中学校内におく。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は父母と教職員とが協力して家庭と学校と社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) よい父母、よい教職員となるようにつとめる。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の校外生活を指導し、その福祉と安全をはかる。
- (3) 生徒の生活環境をはかる。
- (4) 会員相互の連絡を密にし、この会の運営と活動の進展につとめる。
- (5) 関係団体機関との連絡協調をはかり、また、公教育を充実することにつとめる。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 児童、青少年教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会または、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校とPTAは相互に干渉することなく、自主性を尊重しあう。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- (1) 藤中学校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者。
- (2) 藤中学校の教職員。

第 6 条 この会の会員は会費を納めるものとする。

- (1) 会費は月額200円とする。
- (2) 小・中学校間及び自己都合によるものを除き、教育制度上の事情（特別支援教室等の設置）に

より子どもが複数校に在学する場合は、該当 PTA 間で同一世帯の PTA 会費の取り扱いについて協議する。

第 7 条 会員はすべて平等の義務と権利とを有する。

第 8 条 会員は鶴ヶ島市 PTA 連合会、入間地区 PTA 連絡協議会の会員となる。

## 第 5 章 会 計

第 9 条 この会の経費は会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第 10 条 この会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 11 条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 12 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 13 条 この会の会計細則は別に定める。

## 第 6 章 役員および会計監査委員

第 14 条 この会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 3 名、書記 2 名、会計 2 名、幹事若干名。

2 役員は他の役員、会計監査委員を兼ねることはできない。

第 15 条 役員および会計監査委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

2 前項において欠員が生じた時は補充選出を行い、その任期は前任者の残存期間とする。

第 16 条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、会務を総理し各種会議を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

(3) 書記は、運営委員会の議事ならびにこの活動に関する重要事項を記録し、通信その他の書類とともに保管する。

(4) 幹事は、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

(5) 会計は、いっさいの会計事務を処理し定期総会に決算報告をする。また、この会の財産を管理し、予算の立案について協力する。

第 17 条 役員および会計監査委員の選出は次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、会計監査委員は推薦委員会で選出し、総会の承認を得るものとする。

(2) 書記、会計、幹事は会長が委嘱する。

第18条 この会の会計を監査するため3名の会計監査委員をおく。

## 第7章 会 議

第19条 会議をわけて総会、推薦委員会、運営委員会、役員会とする。

第20条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

2 総会において次の事項を付議する。

①事業報告、②決算報告、③役員および会計監査委員の承認、④会則の変更、

⑤事業計画案、⑥予算案、⑦その他重要事項

3 総会は、定期総会および臨時総会とする。臨時総会は、運営委員会、または会員の3分の1以上が必要と認めた時に開催する。

4 総会は、会員の5分の1以上（委任状を含む）出席しなければ会議を開くことはできない。

5 総会の議事は会則の変更を除いて、出席者の過半数で決する。

第21条 推薦委員会は各学年より選出された委員をもって構成する。

2 推薦委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第22条 運営委員会は役員、推薦委員会および各専門委員会正副委員長をもって構成される。

2 運営委員会は、役員会、推薦委員会、専門委員会の権限以外の事務を処理し、かつ推薦委員会および専門委員会の連絡調整をはかり、総会に提出する議案の調整企画を行う。

3 運営委員会の議事は出席者の過半数で決する。

4 推薦委員会についての必要な事項は細則で定める。

第23条 役員会は他の会議の権限外の緊急事項の事務を処理する。

2 役員会の議事は出席者の全員一致で決する。

第24条 校長は、学校管理ならびに教育上、各種会議に出席して意見を述べることができる。

## 第8章 専門委員会および臨時委員会

第25条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、企画するために専門委員会をおく。

2 専門委員会についての必要な事項は細則で定める。

第26条 特別な事項について必要がある時は臨時委員会を設けることができる。

2 臨時委員会についての必要な事項は細則で定める。

## 第 9 章 細 則

- 第27条 この会の運営に関し必要な細則は運営委員会の議決を経て会長が定める。
- 2 会長は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第10章 改 正

- 第28条 この会の会則変更は総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 第11章 補 則

- 第29条 この会則は、昭和54年6月16日より実施する。  
この会の会則は一部変更につき昭和61年5月10日より実施する。  
(第6条・第10条・第13条・第15条・第18条・第20条・第29条・第30条)  
この会の会則は一部変更につき昭和62年5月16日より実施する。  
(第14条・第22条・第27条・第29条)  
この会の会則は一部変更につき平成4年5月2日より実施する。  
(第8条・第29条)  
この会の会則は一部変更につき平成5年5月12日より実施する。  
(第6条・第29条)  
この会の会則は一部変更につき平成6年5月6日より実施する。  
(第8条・第22条・第29条)  
この会の会則は一部変更につき平成7年5月20日より実施する。  
(第22条・第29条)  
この会の会則は一部変更につき平成12年5月6日より実施する。  
(第21条・第29条)  
この会の会則は一部変更につき平成18年5月12日より実施する。  
(第6条)  
この会の会則は一部変更につき平成21年5月7日より実施する。  
(第8条)  
この会の会則は一部変更につき平成22年5月13日より実施する。  
(第21条・第22条)  
この会の会則は一部変更につき平成23年3月4日より実施する。  
(第3条・22条)

## 細 則 第 1 章 会 計 細 則

### ( 総 則 )

第 1 条 この細則は会則第 13 条によって定める。

第 2 条 この会の会計はこの細則の定めるところによって処理しなければならない。

第 3 条 会長は会計事務を管理する。

### ( 収 入 )

第 4 条 会計の処理は次のとおりとする。

(1) 会計は会費納入状況を所定の帳簿に記入し、現金は直ちに指定機関に預け入れる。

第 5 条 寄付金その他の受け入れは次のとおりとする。

(1) 寄付金その他を受け入れる時は運営委員会の議決を経たものでなくてはならない。

(2) 議決を経た寄付金その他の現金を受け入れた時は所定の帳簿に必要事項を記入し、会長の承諾を得、直ちに指定機関に預け入れる。

### ( 支 出 )

第 6 条 会計の支出は次のとおりとする。

(1) 総会で決議された予算内で支出するものとする。

(2) 予算を更正して支出する必要がある時は運営委員会の承認を得て行う。

第 7 条 会計の現金支出については会長の認証を受けなければならない。

### ( 出 納 )

第 8 条 会計は現金出納簿を備え現金出納の記録をしなければならない。

第 9 条 会計は現金を支出した時は、領収書または証憑をとり証拠書類として保管する。但し領収書が得難い場合はこの事由を記載し支払証を作成して会長の認証を求めなければならない。

### ( 現 金 )

第 10 条 現金は原則として指定機関に預け入れなければならない。

### ( 監 査 )

第 11 条 会長は監査委員から予算執行の適性を期する為に収支の実績もしくは見込について報告を求められた時は、予算執行について報告し監査を受けなければならない。

### ( 指定機関 )

第 12 条 この会の指定機関は年度初めの運営委員会で決定する。

第 13 条 本会計の次の帳簿書類を置き会計が保管する。

①現金出納簿 ②予算差引簿 ③証憑書類 ④会費納入簿 ⑤その他

## 細 則 第 2 章 専 門 委 員 会 細 則

第14条 会則第25条にもとづき専門委員会として環境委員会、広報委員会、成人教育委員会、健全育成委員会、学年委員会をおく。

第15条 各専門委員会委員の選出は次のとおりとする。

- (1) 各専門委員会委員は各学年から選出された委員をもってあたる。
- (2) 専門委員会正副委員長は委員会の互選により選出する。
- (3) 教職員は委員となり各専門委員会に所属する。

第16条 委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第17条 環境委員会

- (1) 生徒の学校内外の環境の整備と浄化につとめる。
- (2) 地区におけるPTA活動をはかる。
- (3) その他委員会が必要と認める活動を行う。

第18条 広報委員会

- (1) 広報を発行し会員ならびに地区機関、関係団体に対し情報の伝達、意見の交換につとめる。
- (2) PTA活動面について絶えざる情報収集につとめる。
- (3) 広報配布に協力する。
- (4) その他委員会が必要と認める活動を行う。

第19条 成人教育委員会

- (1) すべての会員がいつそよい父母よい教師になるよう、自ら努め、互いこみがき合えるような機会と場をつくる。
- (2) 学校保健委員会にPTAを代表して意見をのべる。
- (3) その他委員会が必要と認める活動を行う。

第20条 健全育成委員会

- (1) 第2地区健全育成推進協議会に属し、その活動を行う。
- (2) 地区における藤中学校生徒の健全育成につとめる。
- (3) その他委員会が必要と認める活動を行う。

第21条 学年委員会

- (1) 学年担当教師と協力して学年行事の円滑をはかる。
- (2) 学年学級父母会の円滑をはかり、父母の学校教育ならびに生徒の生活に関する理解をふかめる。
- (3) その他委員会が必要と認める活動を行う。

## 細 則 第 3 章 推 薦 委 員 会 細 則

第22条 会則第21条にもとづき推薦委員会をおく。

第23条 推薦委員会の選出は

- (1) 鶴ヶ島第二小学校、杉下小学校、藤小学校の地区より選出することが望ましいが、必ずしもこの限りではない。
- (2) 推薦委員会委員より委員長1名、副委員長2名を互選する。

第24条 推薦委員会

- (1) 新年度本部役員選考にあたり、鶴ヶ島第二小学校、杉下小学校、藤小学校の校区から選出するものとする。
- (2) 委員長は総会に於いて新年度の正、副会長、並びに会計監査委員を候補者として提案し、承認を得る。

第25条 委員の任期は発会より総会までとする。

## 細 則 第 4 章 補 則

この細則は昭和62年5月16日より実施する。

この細則は一部改正（第15条、第3章）、付記（第4章）につき、平成11年11月6日より実施する。

この細則は一部改正（第7条、第23条）につき、平成15年5月11日より実施する。

この細則は一部改正（第15条）につき、平成17年1月29日より実施する。

この細則は一部改正（第22条）につき、平成18年4月20日より実施する。

この細則は一部改正（第17条・第18条・第19条・第20条・第23条）につき、平成21年5月7日より実施する。

この細則は一部改正（第14条・第20条・第21条・第22条・第23条・第24条・第25条）につき、平成22年5月13日より実施する。

この細則は一部改正（第15条）につき、平成23年3月4日より実施する。

# 諸 規 程

## 第 1 章 慶 弔

第 1 条 生徒及び会員についての慶弔の基準は次のとおりとする。

- |                                       |                       |                         |
|---------------------------------------|-----------------------|-------------------------|
| <u>(1) 死亡</u>                         | <u>生徒</u>             | <u>10,000 円</u>         |
|                                       | <u>会員</u>             | <u>10,000 円</u>         |
|                                       | <u>教職員及び実同居の親子配偶者</u> | <u>5,000 円</u>          |
|                                       | <u>花輪</u>             | <u>一基 (ただし、その状況による)</u> |
| <u>(2) 火災その他不慮の災害などは、その都度役員で協議する。</u> |                       |                         |
| <u>(3) 教職員の結婚・出産</u>                  |                       | <u>5,000 円</u>          |

第 2 条 その他の慶弔を必要とするものについては、随時本部役員で協議決定する。

## 第 2 章 慰 労

第 3 条 教職員が~~準~~退職した時は記念品代を贈る。(在職1年までは1000円、  
以降は1年につき1000円を加算する。但し5年以上は一律5000円とする)

## 第 3 章 旅 費

第 4 条 この規程の適用を受けるのは、本PTAの活動の、研修、会議、連絡のため鶴ヶ島市外地へ出張した場合に限る。

第 5 条 この規程による旅費は次のとおりとする。

- (1) 交通費はその実費を支給する。  
但し自家用車での出張の場合は、1車両につき1,000円を支給。
- (2) 宿泊を要する出張については日当1日につき500円、宿泊費及び交通費を加算する。

## 第 4 章 補 則

第 6 条 上記以外の場合、及び上記の場合でも特別の場合は役員会で決め運営委員会に報告する。

第 7 条 この規程は運営委員会の議決により訂正することができる。

この規程は昭和62年5月16日より実施する。

この規程は一部改正により昭和63年5月14日より実施する。

(第3条・第4条・第10条)

この規程は一部改正により平成2年4月1日より実施する。

(第5条・第10条)

この規程は一部改正により平成5年5月22日より実施する。

(第7条・第8条・第10条)

この規程は一部改正により平成15年5月11日より実施する。

(第2条・第5条)

この規程は一部改正により平成17年5月15日より実施する。

(第2条・第6条)

この規程は一部改正により平成18年5月12日より実施する。

(第7条)

この規程は一部改正により平成21年5月7日より実施する。

(第7条)

この規程は一部改正により平成26年4月26日より実施する。

(第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第6条・第7条)

\*アンダーラインは、運営委員会にて議決した規程です。

## 藤中学校記念事業等助成基金設置規程

### (設 置)

第 1 条 鶴ヶ島市立藤中学校の周年事業等記念事業が開催される時、もしくは緊急を要する事業費を助成するため、藤中学校記念事業等助成基金を設置する。(以下「基金」とする)

### (積み立て)

第 2 条 毎年基金として積み立てる額は、藤中学校PTA 特別会計の前年度収支決算額によって定める。ただし、前年度収支決算額が小額の場合は、積み立てを行わないことができる。基金の積み立ては、藤中学校PTA 特別会計決算報告の中で、記念事業等助成基金として報告する。

### (管 理)

第 3 条 この基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により管理しなければならない。

### (処 分)

第 4 条 この基金は、第 1 条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、その全部または、一部を処分することができる。

### 附則

1 この規程は、平成 17 年 5 月 14 日から施行する。

## 藤中学校PTA 特別会計 (内規)

### 補助金について

使途：関東大会以上の大会に出場する個人又は団体に参加経費の一部として補助する。

個人（二人は個人）として、一人当たり	3,000円
3～11人	10,000円
12～29人	20,000円
30人以上	30,000円

但し、上限は3万円とする。

### 附則

1 この規程は平成 18 年 5 月 12 日から施行する。